

様式第一号の二(表面) 中

死年月日

※ 昭和 2 年 月 日

死年月日

平成

年 月 日 (改正) 同年 (裏面) 中 (1) 戦傷病者等が軍人又は軍属(内地勤務の軍属で日本共済組合等年金を受けて)を (2) 戦傷病者等が軍人又は軍属(内地勤務の軍属で日本共済組合等年金を受けて)を (1) 戦傷病者等が軍人又は軍属(内地勤務の軍属で日本共済組合等年金を受けて)を (2) 戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法による特別給付金に係る手続については、なお従前の例による。

附則

- 1 この省令は、平成十三年十月一日から施行する。(経過措置)
2 戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律(平成十三年法律第十一号)による改正前の戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法による特別給付金に係る手続については、なお従前の例による。

告 示

厚生労働省告示第二三十九号

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和三十年政令第二五十五号)第十四条第一項第二号の規定に基づき、補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間を次のように定め、平成十三年年度以降の年度分の補助金等に係る財産に適用し、補助事業等により取得した財産の処分制限期間(平成十二年三月厚生省告示第五五号)は、廃止する。ただし、平成十二年年度以前の年度分の補助金等に係る財産については、なお従前の例による。
平成十三年七月十二日 厚生労働大臣 坂口 力

補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間
補助事業者等が補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産に係る補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和三十年政令第二五十五号)第十四条第一項第二号に規定する期間は、次のとおりとする。

Table with 4 columns: 補助金等の名称, 種類, 細目, 処分制限期間. Rows include items like 医療関係者養成確保対策費補助金, 医薬品副作用被害救済・研究振興調査機構事務費補助金, etc.

- 政府開発援助アジア労働技術協力費等補助金
日本赤十字社救護業務費等補助金
日本労働研究機構補助金
仕事・家庭面立支援関連施設整備費補助金
厚生科学研究費補助金
医薬品副作用被害救済・研究振興調査機構補助金
科学試験研究費補助金
政府開発援助結核研究所補助金
結核研究所補助金
放射線影響研究所補助金
医療施設運営費等補助金
地域医療対策費等補助金
医療施設等設備整備費補助金
中毒情報基盤整備事業費補助金
歯科保健医療事業費補助金
疾病予防対策事業費等補助金
保健衛生施設等設備整備費補助金
ハンセン病療養所費補助金
臓器移植対策事業費等補助金
骨髄提供者登録事業費等補助金
予防接種対策費等補助金
水道水源水質情報化推進費補助金
血液確保事業等補助金
医療施設等施設整備費補助金

Table with 3 columns: 名称, 用途, 処分制限期間. Rows include 工場(作業場を含む)用又は倉庫用, 建築費, 塩素, 塩酸, 硫酸, 硝酸, etc.

Table with 10 columns listing various subsidy categories such as '保健衛生施設等施設整備補助金', '地方改善施設整備補助金', '社会福祉施設等設備整備補助金', etc.

Table with 3 columns: 補助金名 (Subsidy Name), 用途 (Usage), 実施年度 (Implementation Year). It details the specific uses of the subsidies listed above, such as '事務所用又は美術館用のもの及び左記以外のもの'.

Table with 10 columns listing various subsidy categories such as '精神保健対策費補助金', '老人保健事業推進費補助金', '介護保険事業費補助金', etc.

Table with 5 columns: 補助金名 (Subsidy Name), 用途 (Usage), 実施年度 (Implementation Year), 備付金 (Reserve Fund), 備考 (Remarks). It provides detailed information on the implementation and funding of the subsidies.

保健衛生施設等設備整備費負担金	保健衛生施設等施設整備費負担金	原爆被害者介護手当等負担金	社会福祉施設等設備整備費負担金	社会福祉施設等施設整備費負担金	児童保護費等負担金	母子保健衛生費負担金	一時保護者保護費負担金	災害救助費負担金	身体障害者保護費負担金	精神障害者措置入院費等負担金	養護老人ホーム等保護費負担金	療養給付費等負担金	財政調整交付金	老人保健医療費拠出金	財政調整交付金	中央障害者職業能力開発校等運営費交付金	日本障害者雇用促進協会交付金	職業転換訓練費交付金	炭鉱職業者等職業訓練費交付金	離職者等職業訓練費交付金	高年齢者雇用確保事業等交付金	港湾労働者派遣事業等交付金	育児休業労働者等支援交付金	介護労働者雇用改善援助事業等交付金	労働時間短縮促進援助事業等交付金	短時間労働者福祉事業交付金	介護保険事務費交付金
-----------------	-----------------	---------------	-----------------	-----------------	-----------	------------	-------------	----------	-------------	----------------	----------------	-----------	---------	------------	---------	---------------------	----------------	------------	----------------	--------------	----------------	---------------	---------------	-------------------	------------------	---------------	------------

構築物	前掲のもの以外	可動間仕切り	アーケード又は日よけ設備	エアーカーテン又はドアー自動開閉設備
発用又は送配電用のもの	簡易なもの その他のもの	主として金鋼製のもの その他のもの	主として金鋼製のもの その他のもの	主として金鋼製のもの その他のもの
小水力発電用のもの(農山漁村電氣導入促進法(昭和二十七年法律第三百五十八号)に基づき建設したものに限り)	主として金鋼製のもの その他のもの	主として金鋼製のもの その他のもの	主として金鋼製のもの その他のもの	主として金鋼製のもの その他のもの
その他の水力発電用のもの(貯水池、調整池及び水路に限る)	主として金鋼製のもの その他のもの	主として金鋼製のもの その他のもの	主として金鋼製のもの その他のもの	主として金鋼製のもの その他のもの
汽力発電用のもの(岸壁、さん橋、堤防、防波堤、煙突、その他汽力発電用のものをいう)	主として金鋼製のもの その他のもの	主として金鋼製のもの その他のもの	主として金鋼製のもの その他のもの	主として金鋼製のもの その他のもの
送電用のもの	主として金鋼製のもの その他のもの	主として金鋼製のもの その他のもの	主として金鋼製のもの その他のもの	主として金鋼製のもの その他のもの
地中電線路	主として金鋼製のもの その他のもの	主として金鋼製のもの その他のもの	主として金鋼製のもの その他のもの	主として金鋼製のもの その他のもの
塔、柱、がい子、送電線、地線及び添加電線	主として金鋼製のもの その他のもの	主として金鋼製のもの その他のもの	主として金鋼製のもの その他のもの	主として金鋼製のもの その他のもの
配電用のもの	主として金鋼製のもの その他のもの	主として金鋼製のもの その他のもの	主として金鋼製のもの その他のもの	主として金鋼製のもの その他のもの
鉄塔及び鉄柱	主として金鋼製のもの その他のもの	主として金鋼製のもの その他のもの	主として金鋼製のもの その他のもの	主として金鋼製のもの その他のもの
鉄筋コンクリート柱	主として金鋼製のもの その他のもの	主として金鋼製のもの その他のもの	主として金鋼製のもの その他のもの	主として金鋼製のもの その他のもの
木柱	主として金鋼製のもの その他のもの	主として金鋼製のもの その他のもの	主として金鋼製のもの その他のもの	主として金鋼製のもの その他のもの
配電線	主として金鋼製のもの その他のもの	主として金鋼製のもの その他のもの	主として金鋼製のもの その他のもの	主として金鋼製のもの その他のもの
引込線	主として金鋼製のもの その他のもの	主として金鋼製のもの その他のもの	主として金鋼製のもの その他のもの	主として金鋼製のもの その他のもの
添加電線路	主として金鋼製のもの その他のもの	主として金鋼製のもの その他のもの	主として金鋼製のもの その他のもの	主として金鋼製のもの その他のもの
地中電線路	主として金鋼製のもの その他のもの	主として金鋼製のもの その他のもの	主として金鋼製のもの その他のもの	主として金鋼製のもの その他のもの
金属造のもの	主として金鋼製のもの その他のもの	主として金鋼製のもの その他のもの	主として金鋼製のもの その他のもの	主として金鋼製のもの その他のもの
その他のもの	主として金鋼製のもの その他のもの	主として金鋼製のもの その他のもの	主として金鋼製のもの その他のもの	主として金鋼製のもの その他のもの
競技場用、運動場用、遊園地用又は学校用のもの	主として金鋼製のもの その他のもの	主として金鋼製のもの その他のもの	主として金鋼製のもの その他のもの	主として金鋼製のもの その他のもの
スタンド	主として金鋼製のもの その他のもの	主として金鋼製のもの その他のもの	主として金鋼製のもの その他のもの	主として金鋼製のもの その他のもの
主として鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造のもの	主として金鋼製のもの その他のもの	主として金鋼製のもの その他のもの	主として金鋼製のもの その他のもの	主として金鋼製のもの その他のもの
主として鉄骨造のもの	主として金鋼製のもの その他のもの	主として金鋼製のもの その他のもの	主として金鋼製のもの その他のもの	主として金鋼製のもの その他のもの
主として木造のもの	主として金鋼製のもの その他のもの	主として金鋼製のもの その他のもの	主として金鋼製のもの その他のもの	主として金鋼製のもの その他のもの
ネット設備	主として金鋼製のもの その他のもの	主として金鋼製のもの その他のもの	主として金鋼製のもの その他のもの	主として金鋼製のもの その他のもの
野球場、陸上競技場、ゴルフコースその他のスポーツ場の排水その他の土工施設	主として金鋼製のもの その他のもの	主として金鋼製のもの その他のもの	主として金鋼製のもの その他のもの	主として金鋼製のもの その他のもの
三〇年	一〇年	一〇年	一〇年	一〇年

社会事業学校等経営委託費	身体障害者福祉促進事業委託費	衛生関係指導者養成等委託費(医師衛生関係指導者養成等委託のうち救急医療施設医師研修会の委託に係るものを除く)	心身障害児総合医療療育センター運営委託費	遺族及留守家族等援護事務委託費(昭和館運営委託に係るものに限る)	介護円滑導入臨時特例交付金	少子化対策臨時特例交付金	がん研究助成金	国連・障害者の十年記念施設運営委託費
--------------	----------------	--	----------------------	----------------------------------	---------------	--------------	---------	--------------------

緑化施設及び庭園	舗装道路及び舗装路面	鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造のもの(前掲のものを除く)	コンクリート造又はコンクリートブロック造のもの(前掲のものを除く)	れんが造のもの(前掲のものを除く)	石造のもの(前掲のものを除く)	土造のもの(前掲のものを除く)
工場緑化施設 その他の緑化施設及び庭園(工場緑化施設に含まれるものを除く)	コンクリート敷、ブロック敷、れんが敷又は石敷のもの アスファルト敷又は木れんが敷の ピチユー・マルス敷のもの	岸壁、さん橋、防壁、堤防、防波堤、塔、やぐら、上水道、水そう及び用水用ダム 下水道、煙突及び焼却炉 その他のもの	岸壁、さん橋、防壁、堤防、防波堤、トンネル、上水道及び水そう、下水道、飼育場及びへい引湯管 その他のもの	防壁、堤防及び防波堤 煙突、煙道及び焼却炉 塩素、クロールスルホン酸その他の著しい腐食性を有する気体の影響を受けるもの その他のもの	岸壁、さん橋、防壁、堤防、防波堤、上水道及び用水池 下水道 その他のもの	防壁、堤防及び防波堤 下水道 その他のもの
三〇年	一〇年	三〇年	一〇年	五〇年	五〇年	四〇年

金属造のもの (前掲のものを除く)	橋 送配管 鋼鉄製のもの 鋼鉄製のもの ガス貯そう 液化ガス用のもの その他のもの 薬品貯そう 塩酸、ふっ酸、発煙硫酸、濃硝酸 その他の発煙性を有する無機酸用のもの 有機酸用又は硫酸、硝酸その他の前掲のもの以外の無機酸用のもの アルカリ類用、塩水用、アルコール用その他のもの 水そう 鋼鉄製のもの 鋼鉄製のもの 飼育場 つり橋、煙突、焼却炉、打込み井戸、へい、街路灯及びガードレール その他のもの	合成樹脂造のもの (前掲のものを除く)	木造のもの (前掲のものを除く)	水道用のもの
四五年	三〇年 一五年	一〇年	一五年 一〇年 七年 一五年	四〇年 五〇年 六〇年 六〇年 六〇年 六〇年 六〇年 一八年 四〇年 四〇年 三〇年

鋼船 木船 その他のもの	その他のもの	ク強のら船船法第四か 船の適用を 化適用を プ受ける ラスチッ	ら船船法第四か 第十九条まで の適用を受ける 項に掲げるもの (他のものを除く)	のら船船法第四か 第十九条まで の適用を受ける 木船	る船船法第四か 第十九条まで の適用を受け る鋼船	十二船船法(明治 十六年)法第四 から第十九条ま での適用を受け る鋼船	前掲のもの以外 のもの	えん堤 鉄筋コンクリート造又はコンク リート造のもの れんが造又は石造のもの 土造のもの 貯水池 高架水そう 鉄筋コンクリート造のもの 金属造のもの 木造のもの さく井 電信電話線 その他のもの 鉄筋コンクリート造のもの コンクリート造又はれんが造の もの 石造のもの 金属造のもの 木造のもの
一二年 八年 五年	七年	九年	一〇年	一四年	一五年 五〇年	一五年 四五年 五〇年 四〇年	六〇年 四〇年 三〇年 一〇年 一〇年 二〇年 四〇年	八〇年 五〇年 四〇年 三〇年

航空機	車両及 搬送機 具	前掲のもの以外 のもの	運送業務用の車 両及び運搬具 (前掲のものを 除く。)	自動車(二輪又は三輪自動車を含む、 乗合自動車を除く。)	小型車(貨物自動車にあつては積載量が二トン以下、その他のものにあつては総排気量が二リットル以下のものをいう。)	その他のもの	大型乗用車(総排気量が三リットル以上のものをいう。)	乗合自動車	自転車及びリヤカー	被けん引車その他のもの	自動車(二輪又は三輪自動車を除く。)	小型車(総排気量が〇・六六リットル以下のものをいう。)	その他のもの	貨物自動車	ダンプ式のもの	その他のもの	報道通信用のもの	その他のもの	二輪又は三輪自動車	自転車	鉱山用入車、炭車、鉱車及び台車	金属製のもの	その他のもの	フォークリフト	トロッコ	金属製のもの
ヘリコプター	特殊自動車(自走式作業機械設備を除く。)	消防車、救急車、レントゲン車、散水車、放送宣伝車、移動無線車及びチップ製造車	自動車(二輪又は三輪自動車を含む、乗合自動車を除く。)	小型車(貨物自動車にあつては積載量が二トン以下、その他のものにあつては総排気量が二リットル以下のものをいう。)	その他のもの	大型乗用車(総排気量が三リットル以上のものをいう。)	乗合自動車	自転車及びリヤカー	被けん引車その他のもの	自動車(二輪又は三輪自動車を除く。)	小型車(総排気量が〇・六六リットル以下のものをいう。)	その他のもの	貨物自動車	ダンプ式のもの	その他のもの	報道通信用のもの	その他のもの	二輪又は三輪自動車	自転車	鉱山用入車、炭車、鉱車及び台車	金属製のもの	その他のもの	フォークリフト	トロッコ	金属製のもの	
五年	五年	四年	四年	三年	四年	五年	四年	五年	四年	四年	四年	五年	四年	五年	五年	六年	五年	四年	三年	二年	七年	四年	四年	五年	五年	

器具及 備品	工具	測定工具及び検査工具(電気又は電子を利用するものを含む。)	治具及び取付工具	型(型枠を含む)鍛圧工具及び打抜工具	切削工具	金属製柱及びカッベ	前掲のもの以外 のもの	家具、電気機器、ガス機器及び家庭用品(他の項に掲げるものを除く。)	事務機、事務椅子及びキャビネット	主として金属製のもの	その他のもの	応接セット	接客業務用のもの	その他のもの	児童用機及びいす	陳列だな及び陳列ケース	冷凍機付又は冷蔵機付のもの	その他のもの	その他の家具	接客業務用のもの	その他のもの	主として金属製のもの	その他のもの	ラジオ、テレビジョン、テープレコーダーその他の音響機器	冷房用又は暖房用機器	電気冷蔵庫、電気洗濯機その他これらに類する電気又はガス機器
事務機、事務椅子及びキャビネット	測定工具及び検査工具(電気又は電子を利用するものを含む。)	治具及び取付工具	型(型枠を含む)鍛圧工具及び打抜工具	切削工具	金属製柱及びカッベ	前掲のもの以外 のもの	家具、電気機器、ガス機器及び家庭用品(他の項に掲げるものを除く。)	事務機、事務椅子及びキャビネット	主として金属製のもの	その他のもの	応接セット	接客業務用のもの	その他のもの	児童用機及びいす	陳列だな及び陳列ケース	冷凍機付又は冷蔵機付のもの	その他のもの	その他の家具	接客業務用のもの	その他のもの	主として金属製のもの	その他のもの	ラジオ、テレビジョン、テープレコーダーその他の音響機器	冷房用又は暖房用機器	電気冷蔵庫、電気洗濯機その他これらに類する電気又はガス機器	
一五年	五年	三年	二年	二年	三年	三年	一五年	一五年	三年	三年	二年	五年	八年	八年	五年	六年	八年	五年	五年	五年	一五年	八年	六年	六年		

<p>看板及び広告器具 マネキン人形及び模型 その他のもの</p>	<p>光学機器及び写真製作機器 オペラグラス カメラ、映画撮影機、映写機及び望遠鏡 引伸機、焼付機、乾燥機、顕微鏡 その他の機器</p>	<p>時計、試験機器及び測定機器 時計 度量衡器 試験又は測定機器</p>	<p>事務機器及び通信機器 謄写機器及びタイプライター 孔版印刷又は印書業用のもの その他のもの 電子計算機 複写機、計算機（電子計算機を除く）、金銭登録機、タイムレコーダーその他これらに類するもの その他の事務機器 テレタイプライター及びファクシミリ インターホン及び放送用設備 電話設備その他の通信機器 デジタル構内交換設備及びデジタルボタン電話設備 その他のもの</p>	<p>水冷蔵庫及び冷蔵ストッカー（電気式のものを除く） カーテン、座ぶとん、寝具、丹前その他これらに類する繊維製品 じゅうたんその他の床用敷物 小売業用、接客業用、放送用又はレコード吹込用のもの その他のもの 室内装飾品 主として金属製のもの その他のもの 食事又はちゆう房用品 陶磁器製又はガラス製のもの その他のもの 主として金属製のもの その他のもの</p>
<p>二年 三年</p>	<p>八年 五年 二年</p>	<p>一〇年 五年 五年</p>	<p>一〇年 六年 六年 五年 五年 五年 六年 五年 三年</p>	<p>一五年 八年 二年 五年 三年 六年 一五年 八年</p>

<p>娯楽又はスポーツ器具及び興行又は演劇用具 たまつき用具 パチンコ器、ビンゴ器その他これらに類する球戯用具及び射的用具 ご、しょうぎ、まあじゃんその他の遊戯具</p>	<p>医療機器 消毒殺菌用機器 手術機器 血液透析又は血しょう交換用機器 ハバードタンクその他の作動部分を有する機能回復訓練機器 調剤機器 歯科診療用ユニット 光学検査機器 ファイバースコープ その他のもの レントゲンその他の電子装置を使用する機器 移動式のもの、救急医療用のもの及び自動血液分析器 その他のもの その他のもの 陶磁器製又はガラス製のもの 主として金属製のもの その他のもの</p>	<p>容器及び金庫 ボンベ 溶接製のもの 鍛造製のもの 塩素用のもの その他のもの ドラムかん、コンテナその他の容器 大型コンテナ（長さが六メートル以上のものに限る） その他のもの 金属製のもの その他のもの 金庫 手さげ金庫 その他のもの</p>	<p>主として金属製のもの その他のもの</p>
<p>五年 二年 八年</p>	<p>五年 一〇年 三年 六年 四年</p>	<p>二〇年 五年 二年 三年 七年 一〇年 八年 六年</p>	<p>一〇年 五年</p>

かん詰又はびん詰製造設備	つげ物製造設備	水産練製品、くだ煮、寒天その他の水産食品製造設備	市乳処理設備及び発酵乳、乳酸菌飲料その他の乳製品製造設備(集乳設備を含む。)	食肉又は食鳥処理加工設備	機械及び装置	前掲のもの以外	生物	スポーツ用具 どんちよう及び幕 衣しよう、かつら、小道具及び大 道具 その他のもの 主として金属製のもの その他のもの	一年 二年 三年 五年
						映画フィルム(スライドを含む。)、 磁気テープ及びレコード シート及びロープ 漁具 葬儀用具 楽器 自動販売機(手動のものを含む)、 焼却炉 その他のもの 主として金属製のもの その他のもの	植物 貸付業用のもの その他のもの 動物 魚類 鳥類 その他のもの	一年 二年 五年	
八年	七年	八年	九年	九年				一年 二年 五年	

織製品製造業用設備	不織布製造設備	染色整理又は仕上設備	メリヤス生地、編み手袋又はくつ下製造設備	織物設備	ねん糸業用又は糸(合成繊維かさ加工糸を除く)製造業用設備	その他の食料品製造設備	飼料製造設備	冷凍、製氷又は冷蔵業用設備	酒類製造設備	酵母、酵素、種菌、麦芽又はこうじ製造設備(医薬用のものを除く)	パン又は菓子類製造設備	乾めん、生めん又は強化米製造設備	農産物加工設備	豆腐類、こんにやく又は食ふ製造設備	小麦粉製造設備	精穀設備	味そ又はしょう油(たしの素類を含む)製造設備	二五年 九年	
		圧縮用電極板 その他の設備						結水かん及び凍結さら その他の設備					粗製でん粉貯そう その他の設備					コンクリート製仕込そう その他の設備	
七年	九年	七年 三年	一〇年	一〇年	一一年	一六年	一〇年	一三年 三年	一〇年 九年	一〇年 九年	一〇年 二年	一〇年 二年	二五年 八年	八年	一三年	一〇年			

製革設備	ゴム製品製造設備	合成繊維製造設備	その他の無機化学薬品製造設備	酸化炭素又は溶解アセチレン製造設備	酸素、水素、二酸化炭素又は溶解アセチレン製造設備	複写業用設備	写真製版業用設備	製本設備	金属板その他の特殊印刷設備	活字鑄造業用設備	印刷設備	その他の紙製品製造設備	紙製容器製造設備	段ボール箱又は段ボール製造設備	ヴァルカナイズドファイバース加工紙製造設備	その他の木製品製造設備	チップ製造業用設備	製材業用設備	可搬式造林、伐木又は搬出設備	その他の繊維製品製造設備
																		製材用自動送材装置 その他の設備	動力伐採機 その他の設備	
九年	一〇年	七年	一二年	一〇年	六年	七年	一〇年	一一年	一一年	一〇年	一〇年	一〇年	一二年	一二年	一〇年	八年	一二年	八年	六年	一五年

鉄鋼伸線(引き抜きを含む)設備及び鉄鋼衝孔用シャーリン設備並びに伸縮用シャーリン設備	鋼管製造設備	鉄鋼冷間圧延又は鉄鋼冷間成形設備	鉄鋼熱間圧延設備	製鋼設備	純鉄又は合金鉄製造設備	製鉄設備	その他の窯業製品又は土石製品製造設備	石工品又は搬石製造設備	ほうろう鉄器製造設備	セメント製品(気ほうコンクリート製品を含む)製造設備	陶磁器、粘土製品、耐火物、けいそう土製品、はい土又はほうわ製設備	ガラス製品製造設備(光學ガラス製造設備を含む)	その他の革製品製造設備	機械くつ製造設備
						トンネルがま その他の炉 その他の設備			るっぽ炉 その他の炉 その他の設備	移動式製造又は架設設備及び振動加圧式成形設備 その他の設備	倒炎がま 塩酸式のもの その他のもの トンネルがま その他の炉 その他の設備	るっぽ炉及びデータンク炉 溶解炉 その他の設備		
一一年	一四年	一四年	一四年	一四年	一〇年	一四年	一二年	一二年	一二年	七年	二年	二年	八年	八年



備は同織維同部附属品製造設	用設備	機械工具、金型 又は治具製造業	成樹脂加工機械 又は木材加工機械	鑄造用機械、合 成樹脂加工機械	金属加工機械製 造設備	他の金属加工品 製造業用設備	プレス、打抜き、 しぼり出しその 他の金属加工品 製造業用設備	金属塗装設備	加工設備	その他のめっき 又はアルマイト 加工設備	電気鋳めつき鉄 板製造設備	その他の金属製 容器製造設備	式による金属か ん製造設備	押出しチユーブ 又は自動組立方 式による金属か ん製造設備	ねじ製造業用設 備	その他の鉄鋼業 用設備	金属熱処理業用 設備	備鋼鑄物又は鉄 鑄物製造業用設 備	備鉄鋼製造業用設	
						めっき又はアルマイト加工設備 その他の設備	脱脂又は洗浄設備及び水洗塗装 置 その他の設備													
一二年	一〇年	一二年	一〇年	一二年	一二年	七年	七年	七年	七年	一二年	一四年	一一年	一〇年	一五年	一〇年	一〇年	一〇年	一二年		

車両用ブレーキ 製造設備	ラッチ製造設備 を含む)	車両用エンジ ン、同部品又 は車両用電装品 製造設備(ミツ シヨク又はク ラッチ製造設 備を含む)	鉄道車両又は同 部品製造設備	自動車製造設 備又は架装設 備	自動車製造設 備	電気機器部分 品製造設備	板製造設備	素子製造設備	その他の半導 体素子製造設 備	半導体集積回 路(素子数が五 百以上のものに 限る)製造設 備	の項に掲げるも のを除く)製 造設備	電気計測器、電 気通信用機器、 電子応用機器又 は同部品(他 の項に掲げるも のを除く)製 造設備	産業用又は民生 用電気機器製造 設備	備(電気機器 を除去)製造設 備	食品用、暖ちゆ う房用、家庭用 又はサービ ス用(電気機器 を除去)製造設 備	事務用機器製造 設備	その他の産業用 機器又は部分 品製造設備
一二年	一〇年	一二年	一二年	一二年	一〇年	一二年	六年	七年	五年	一〇年	一〇年	一一年	一三年	一一年	一三年		

備は前掲以外の機械器具、部分品又は附属品製造設備	自動車分解整備業用設備	プリントフィルム用スプール製造設備	クロック若しくは同部分品、オムロン、ムーブメント又は写真フィルム用スプール製造設備	ウオッチ若しくは同部分品又は写真機用シャッター製造設備	レンズ又は光学機器若しくは同部分品製造設備	理化学用機器製造設備	医療用機器製造設備	試験機、測定器又は計量機製造設備	修理設備	計器、降着装置又は油圧部品に限定製造又は修理設備	同部分品(エンジン、機内空気圧装置、回転機器、プロペラ、降着装置)製造又は修理設備	航空機若しくは同部分品(エンジン、機内空気圧装置、回転機器、プロペラ、降着装置)製造又は修理設備	船舶推進器、甲板機械又はハッチカバー製造設備	木船製造又は修理設備	鋼船製造又は修理設備	その他の車両部分品又は附属品製造設備
													鋳造設備 その他の設備			
一四年	一三年	一二年	一〇年	一〇年	一二年	一二年	一二年	一二年	一〇年				一〇年 一〇年 一二年	一三年	一二年	一二年

その他の通信設備(給電用指令設備を含む)	国内電気通信事業用設備	荷役又は倉庫業用設備及び小売業の荷役又は倉庫用設備	測量業用設備	その他の建設工業設備	その他の建設工業設備	ブルドーザー、パワードリゾール、その他の自走式作業用機械設備	砂利採取又は岩石の採取若しくは砕石設備	真珠、貴石又は半貴石加工設備	品製造設備	その他のわら工品製造設備	鑛製造設備	鑛製造設備	鉛筆製造設備	ボールペン製造設備	万年筆、シャーペン先製造設備又はボールペン製造設備	機械産業以外の設備に属する修理工場用機械設備
	デジタル交換設備及び電気通信処理設備 アナログ交換設備 その他の設備	移動式荷役設備 くん蒸設備 その他の設備	カメラ その他の設備	排砂管及び可搬式コンベヤ ジーゼルバイルハンマー アスファルトプラント及びバッテリー その他の設備												
九年	一六年 一六年 九年	一〇年 一二年	七年 五年 七年	三年 四年 六年 七年	五年		八年	七年	八年	五年	一四年 一五年	一三年	一〇年	一二年	一四年	

内 燃 力 又 は ガ ス タ ー ビ ン 発 電 設 備	需 要 者 用 計 器 柱 上 変 圧 器 其 他 の 設 備	一 五 年
送 電 又 は 電 氣 事 業 用 変 電 若 し く は 配 電 設 備	引 湯 管 其 他 の 設 備	一 五 年 一 八 年 二 二 年
ホ テ ル、 旅 館 又 は 料 理 店 業 用 設 備 及 び 給 食 用 設 備	其 他 の 設 備	九 年 五 年
ク リ ー ニ ン グ 設 備		七 年
故 紙 梱 包 設 備		七 年
写 真 現 像 焼 付 設 備		八 年
種 苗 花 き 園 芸 設 備		一 〇 年
水 道 用 設 備	電 氣 設 備 汽 力 発 電 設 備 内 燃 力 発 電 設 備 蓄 電 池 電 源 設 備 其 他 の 設 備 ボ ン プ 設 備 薬 品 注 入 設 備 滅 菌 設 備 通 信 設 備 計 測 設 備 計 量 器 量 水 器 其 他 の 設 備 荷 役 設 備 修 繕 檢 査 設 備 其 他 の 設 備 主 と し て 金 属 造 の 設 備 主 と し て 木 造 の 設 備	一 五 年 一 五 年 一 六 年 二 〇 年 一 五 年 一 〇 年 一 〇 年 九 年 一 〇 年 一 〇 年 一 〇 年 一 七 年 一 七 年 一 五 年 一 七 年 一 八 年
前 掲 の 設 備 の 以 外 の 設 備	主 と し て 金 属 製 の 設 備 其 他 の 設 備	一 七 年 一 八 年

○厚生労働省告示第 214 号

薬事法施行規則（昭和三十六年厚生省令第一号）第四十八条第一項の規定に基づき、薬事法第四十三條第一項の規定に基づき検定を要するものとして厚生労働大臣の指定する医薬品等（昭和三十八年六月厚生省告示第 217 号）の一部を次のように改正する。

平成十三年七月十二日

厚生労働大臣 坂口 力

1 の生物学的製剤の表乾燥スルホ化人免疫グロブリンの項中

- 1 内容量が液状製剤として 5 mL に相当する量であるとき。 20本
- 2 内容量が液状製剤として 10 mL に相当する量であるとき。 17本
- 3 内容量が液状製剤として 20 mL に相当する量であるとき。 15本
- 4 内容量が液状製剤として 50 mL に相当する量であるとき。 15本

に改め、同表乾燥ポリエチレングリコール処理人免疫グロブリン

- 1 内容量が液状製剤として 5 mL に相当する量であるとき。 20本
- 2 内容量が液状製剤として 10 mL に相当する量であるとき。 17本
- 3 内容量が液状製剤として 20 mL、50 mL 又は 100 mL に相当する量であるとき。 15本

の項中

- 1 内容量が液状製剤として 5 mL に相当する量であるとき。 20本
- 2 内容量が液状製剤として 10 mL に相当する量であるとき。 17本
- 3 内容量が液状製剤として 20 mL に相当する量であるとき。 15本
- 4 内容量が液状製剤として 50 mL に相当する量であるとき。 15本

- 1 内容量が液状製剤として 5 mL に相当する量であるとき。 20本
- 2 内容量が液状製剤として 10 mL に相当する量であるとき。 17本
- 3 内容量が液状製剤として 20 mL、50 mL 又は 100 mL に相当する量であるとき。 15本

縮人アンチトロンビンⅢの項試験品の数量の欄中「20mL」の「2」を「3」を加える。